

高額療養費制度が改定されます

改正健康保険法により、高額療養費制度が改定されます。

令和9年8月からは、所得区分の細分化とさらなる引上げが予定されています。定期的に健診を受診し、早期治療することが負担軽減につながります。

改定内容

○月額自己負担限度額の引上げ

※年間を通して医療費が多かかるとは、現行並みの負担となるよう年間上限で調整されます。

○年間上限の新設

高額療養費の自己負担額

70歳未満

所得区分	現行	令和8年8月～令和9年7月	
		年間上限	
ア 所得901万円～	252,600円 +1%	270,300円 +1%	1,680,000円(月額平均 140,000円)
イ 所得600万円～	167,400円 +1%	179,100円 +1%	1,110,000円(月額平均 92,500円)
ウ 所得210万円～	80,100円 +1%	85,800円 +1%	530,000円(月額平均 44,200円)
エ 所得210万円以下	57,600円	61,500円	530,000円(月額平均 44,200円)
オ 住民税非課税世帯	35,400円	36,900円	290,000円(月額平均 24,200円)

70歳以上

所得区分		現行		令和8年8月～令和9年7月		
		外来+入院		外来+入院		年間上限
		外来(個人)	(世帯)	外来(個人)	(世帯)	
現役並み所得Ⅲ	課税所得 690万円～	252,600円 +1%		270,300円 +1%		1,680,000円
現役並み所得Ⅱ	課税所得 380万円～	167,400円 +1%		179,100円 +1%		1,110,000円
現役並み所得Ⅰ	課税所得 145万円～	80,100円 +1%		85,800円 +1%		530,000円
一般	課税所得 145万円未満	18,000円 (144,000円 / 年)	57,600円	22,000円 (216,000円 / 年)	61,500円	530,000円
低所得Ⅱ	住民税 非課税世帯	8,000円	24,600円	11,000円 (96,000円 / 年)	25,700円	290,000円
低所得Ⅰ	// (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	8,000円	15,700円	180,000円

※ +1%…定率窓口負担額を超える医療費に対して1%

※過去12か月以内に4回以上高額療養費該当があった場合の多数該当限度額は現行額据置きです。

問 合 せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

第74回秩父宮杯埼玉県自転車道路競走大会の開催および交通規制のお知らせ

大会開催に伴い交通規制を実施します。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

日 時

9月6日(日) 午前8時30分～午後0時30分

交通規制

- 太田・堀切・小柱・蒔田・品沢・伊古田地区周辺
- 国道140号大塚交差点から新皆野橋、小柱方面
- 皆野寄居有料道路の小柱IC、蒔田IC

問 合 せ

秩父宮杯埼玉県自転車道路競走大会
実行委員会事務局 ☎048-830-6953

